証券コード　7133
2024年６月12日
（電子提供措置開始日　2024年６月５日）

株　主　各　位

福岡県春日市春日原北町二丁目２番１号
HYUGA PRIMARY CARE株式会社
代表取締役社長　黒　木　哲　史

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は各別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第17回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

　当社ウェブサイト　https://www.hyuga-primary.care
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）
　また電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

　東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「HYUGA PRIMARY CARE」又は「コード」に当社証券コード「7133」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2024年６月26日（水曜日）午後6時まで**に議決権の行使をお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　2024年６月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前９時30分）
※ 開催時間及び受付開始時間が前回の第16回定時株主総会と異なりますので、お間違えないようご注意ください。

2．場　　所　福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目３番３号
ANAクラウンプラザホテル福岡　２階　「クラウングランドボールルーム」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項
1．第17期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第17期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議　　案　監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会終了後、同会場にて、経営戦略説明会を開催いたします。引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎お土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

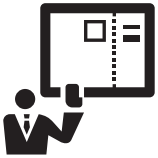

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2024年６月27日（木曜日）
午前10時
（受付開始：午前９時30分）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2024年６月26日（水曜日）
午後６時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年６月26日（水曜日）
午後６時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

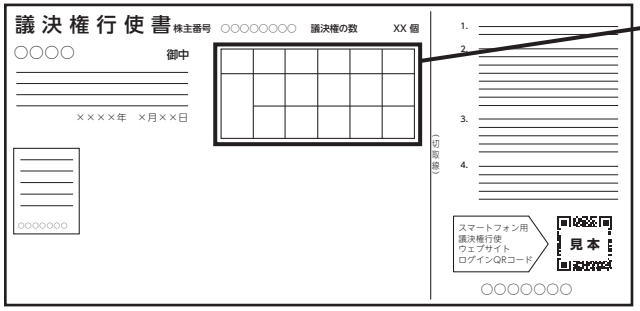

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- **賛成の場合**
  ≫「賛」の欄に○印
- **反対する場合**
  ≫「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

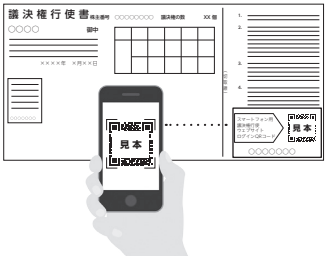

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

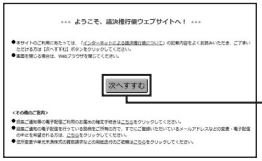

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

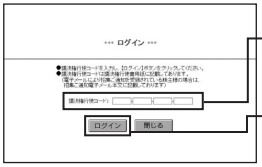

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案　監査役１名選任の件

常勤監査役松井節夫氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、南谷洋至氏は、常勤監査役松井節夫氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、辞任される監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
南谷洋至（みなみ たに ひろ たか） （1955年11月13日） 新任	1989 年 4 月　福岡県弁護士会弁護士登録 1989 年 4 月　南谷知成法律事務所（現南谷綜合法律事務所）入所 1999 年 4 月　南谷洋至法律事務所開所代表（現任） 2002 年 4 月　福岡県弁護士会業務事務局長 2005 年 4 月　裁判員制度実現本部事務局長（現任） 2009 年 5 月　筑紫野市政治倫理審査会会長 2011 年 6 月　株式会社メンテック社外監査役（現任） 2015 年 7 月　株式会社ドット・コミュニケーションズ社外取締役（現任） 2019 年 6 月　社会福祉法人悲田院理事（現任）	0株

（注）１．監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．南谷洋至氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士の資格を有しており、長年にわたる企業法務に関する幅広い経験及び専門的かつ高い見識に基づき、公正中立的な立場から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な助言・提言をいただける人材であると判断したことから、社外監査役候補者といたしました。

３．当社は、南谷洋至氏の選任が承認された場合、会社法第427条第１項の規定に基づき、同氏との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

４．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求等を提起された場合において、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる損害賠償金・訴訟費用等の損害を、当該保険契約により補填することとしており、監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。監査役候補者が監査役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、当該保険契約は次回更新時においても同内容の更新を予定しております。

５．当社は、南谷洋至氏が、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以　上

事　業　報　告

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、ワクチン接種が進み国内外の経済活動の正常化が進んでいる一方、ロシアによるウクライナ侵攻など地政学的な影響を受け、物価上昇など事業環境は依然不安定な状況です。

当社及び当社子会社の属する医療・介護業界においては、2024年６月に調剤報酬改定（薬価等の改定は2024年４月）、介護報酬改定が行われ、団塊の世代が後期高齢者になる超高齢化社会2025年問題に対応した本格的な在宅医療介護時代が始まっていると言えます。

当社及び当社子会社は、企業理念である「患者さん（利用者さん）が２４時間３６５日、自宅で「安心」して療養できる社会インフラを創る」を実現するため、医療依存度が高く、要介護度も高い在宅患者様に適応した高齢者施設の運営を開始し、2023年１月に「プライマリケアホームひゅうが春日ちくし台」、2023年８月に「プライマリケアホームひゅうが博多麦野」を開設しました。また、在宅訪問薬局事業及びきらりプライム事業の着実な拡大を図り、「プライマリーケアのプラットフォーム企業」という目標に向けて尽力しております。

2024年１月に、「プライマリケアホームひゅうが春日ちくし台」、「プライマリケアホームひゅうが博多麦野」の施設保有会社であるＭｅｄｉｃａｌ　Ｍｉｎｄ株式会社（2024年１月15日付でＰＲＩＭＡＲＹ　ＡＳＳＥＴ　ＯＮＥ株式会社に商号変更しております）を子会社化し、施設の保有と運営を一体的に行うことといたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は8,285百万円となり、利益面では営業利益が710百万円、経常利益が716百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が441百万円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行っておりません。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

（在宅訪問薬局事業）

在宅訪問薬局事業では、2023年５月に新型コロナウイルス感染症が５類に移行するなど、社会的には落ち着きが見られる状況であるものの、高齢者施設等では依然新型コロナウイルス感染症が発生しております。上期においては急速に増加する在宅患者への対応もあり、薬局スタッフに負荷がかかり離職率が増加しております。これに対応するため人材採用、薬剤師負荷軽減のための自動監査システムの導入など、労働環境の改善を進めてまいりました。在宅患者数は当連結会計年度末時点において9,353人（前期比9.2％増）と好調に推移しており、当連結会計年度では４店舗を開局し、合計44店舗となりました。引き続きドミナント出店戦略を推進しております。

当連結会計年度では、2023年10月からは新型コロナウイルス感染症治療薬の自己負担が求められるようになりました。このような状況下ではありますが、当社及び当社子会社が対応する在宅患者は平均年齢83歳であり、新型コロナウイルス感染症による重症化リスクが高いため、新型コロナウイルス感染症治療薬の流通量は下がらず、未だ多くの在宅患者に届けております。さらに、依然として後発医薬品の供給制限が発生し、薬価差益の高い商品の取り扱いが一部困難になっております。その結果、薬価差益の低い医薬品の売上構成が高まり、下期は当初想定より医薬品の仕入原価率が２％程度高く推移しました。

以上の結果、売上高は6,531百万円、セグメント利益は635百万円となりました。

(きらりプライム事業)

きらりプライム事業は、中小規模の薬局と提携し、効率的な在宅薬局の運営ノウハウの提供、人材研修、24時間対応のためのオンコール体制の支援、在宅薬局特化型の在宅訪問支援情報システム（ファムケア）の貸与及び医薬品購入支援などのサービスを行っております。

当連結会計年度では、2023年５月よりコンサルティングサービスを含めたパッケージプラン（基本料金・ファムケアの貸与・医薬品購入支援・在宅患者獲得支援などをセット）の提供を開始しARPUの向上に努め、当連結会計期間における新規加盟店のARPUが前期の14.0万円から27.7万円となり、２倍近く増加しております。中小規模の薬局における在宅薬局の認知が高まっているなか、当事業の営業体制の強化及び大手医薬品卸会社の協力によるセミナー開催など加盟店増加施策を実施することなどにより、当連結会計年度末時点で加盟法人数は704社（前期末は579社）、加盟店舗数は1,870店舗（前期末は1,836店舗）となりました。1法人で30～50店舗の比較的大型の加盟法人が主に「サービスが活用できない」という理由で数法人離脱しておりますが、売上へのインパクトは小さく、一方で小規模な加盟薬局法人数は引き続き大幅な増加となっております。

以上の結果、売上高は836百万円、セグメント利益は485百万円となりました。

※ARPU（Average Revenue Per User）　１店舗当たりの平均売上単価

(プライマリケアホーム事業)

プライマリケアホーム事業では、定期巡回型随時対応型訪問介護看護サービスを行う住宅型有料老人ホームを運営しております。当事業の特徴は在宅訪問薬局事業で培った在宅医療ノウハウとネットワークを生かし、要介護度が高く、医療依存度が高い在宅患者に対応できる施設であります。さらに、介護人材不足の解消、運営効率を上げ収益性を高めるため、施設を大型化しベッド数を増加させ、自社開発したＩＣＴ、ＤＸを取り入れております。

2023年８月に２棟目となる、「プライマリケアホームひゅうが博多麦野」（定員162名）を開設いたしました。１棟目の「プライマリケアホームひゅうが春日ちくし台」は、開設当初は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により入居が遅れておりましたが、その後は順調に入居が進み、2024年４月末時点では入居者が96名（入居率94.1%）となり、入居申し込みを含めると満床（定員102名）となっております。２棟目の「プライマリケアホームひゅうが博多麦野」では、開設当初から順調に入居が進み、2024年４月末時点で、入居申し込み、予約を含めると157名（入居率96.9%）となっております。開設時の初期費用負担が大きかったものの、早期の入居者獲得により、通期で黒字転換いたしました。

プライマリケアホーム事業にはケアプランサービス、福祉用具貸与サービスを含みますが、入居者が順調に増加していることから、相乗効果により拡大傾向にあります。

以上の結果、売上高は883百万円、セグメント利益は７百万円となりました。

（その他事業）

当社及び当社子会社のその他事業には、タイサポ事業及びICT事業を含めております。

タイサポ事業は、医療介護の専門スタッフが、高齢者施設等への入居を検討される利用者様の医療依存度及び介護度の高さに対応し、その利用者様のご要望などを満たした施設を提案・紹介し、サポートするサービスであります。

ICT事業は、入居者の健康状態を自動的に把握するウェアラブルウォッチ以外にも、入居者の離床、座位、臥床を検知するベッドセンサーを開発し、当社及び当社子会社の介護施設での実装実験を進めながら本格的な販売に向け準備しております。このベッドセンサーは、介護保険適用となるTAISコード及び貸与マークを取得しており、「福祉用具貸与商品」として取り扱うことが可能となり、当社及び当社子会社の施設で貸与を開始し、プライマリケアホーム事業の福祉用具貸与サービスとして収益を上げております。

また、オムツ内の排泄の有無、量を検知・計測する「排泄見守りセンサー」を追加開発し、高齢者のQOLの向上並びに排泄ケアにおける介護現場の労務負担軽減を図る取り組みを進めております。

その他事業では、主力３事業と連携を高め事業を推進しております。

以上の結果、売上高は34百万円、セグメント損失は９百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は559百万円となりました。その主なものは、新規出店、住宅型有料老人ホーム開設に伴う設備投資及び在宅訪問支援情報システム（ファムケア）の改修によるものであります。セグメントごとの設備投資額は、在宅訪問薬局事業316百万円、きらりプライム事業116百万円、プライマリケアホーム事業113百万円、その他事業５百万円、全社共通８百万円であります。これらの投資に必要な資金は、自己資金により充当いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、2023年９月15日開催の当社取締役会において、自己株式の取得を決議し、2023年９月25日に金融機関より長期借入金として300百万円の資金調達を行いました。また、2023年12月27日開催の当社取締役会において、Ｍｅｄｉｃａｌ　Ｍｉｎｄ株式会社の株式の取得を決議し、2024年１月４日に金融機関より長期借入金として500百万円の資金調達を行いました。

(4) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

(6) 対処すべき課題

1．経営方針

当社及び当社子会社は、「患者さん（利用者さん）が24時間365日、自宅で『安心』して療養できる社会インフラを創る」を経営理念としており、在宅患者の身近に基本的な医療・介護・住まいの相談に乗ってくれる窓口となり、要介護状態となっても水道、電気のような社会インフラと同様にいつでも生活の助けとなれるプライマリーケアを目指しております。

また、医療・介護事業者等を地域内で繋ぎ、在宅患者を中心として連携されたネットワークの中で、安心して住み慣れた環境で過ごすことができる体制を、プライマリーケアのプラットフォーム企業として定義し、患者及び利用者のニーズに応えながら、社会的課題の解決に貢献してまいります。

このような考えのもと、在宅患者へお薬をお届け又は外来患者へお薬をお渡しする在宅訪問薬局事業や、在宅患者をサポートしようとする中小薬局事業者への支援としてきらりプライム事業を拡大し、１社だけではできないより多くの在宅患者に直接、間接を問わず包括的なケアができる体制を構築してまいります。さらに、要介護度が高く、医療依存度が高い在宅患者に対応できる住宅型有料老人ホームを運営するプライマリケアホーム事業を加えた３事業を柱に、タイサポ事業、ICT事業と連携し、増加する在宅患者に対応してまいります。

2．中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当社及び当社子会社は、プライマリーケアのプラットフォーム企業となるべく、対処すべき課題を以下のとおり取り組んでまいります。

①在宅患者数の増加に対応する店舗出店

当社は、自宅で療養する患者数の増加に対応するために出店を進めており、現在は福岡県、佐賀県、東京都、神奈川県及び千葉県において在宅患者に届ける薬の配送効率を高めるドミナント戦略を展開しております。当社のきらりプライム加盟先は全国に広がっていることから、今後きらりプライム加盟先が多い地域に出店し、仮想ドミナントを形成する新たな出店形態を構築してまいります。また、大手調剤薬局が大型門前薬局を展開していく方向性に対して、当社は比較的外来処方箋枚数が少ない中小規模薬局を当社の在宅訪問薬局モデルと合わせることで収益性を高めることができます。一方で2024年４月（施行は2024年６月）の調剤報酬改定により、在宅患者に対するサービスに調剤報酬加算（在宅薬学総合体制加算など）が拡充されたため、今後は在宅患者を専門とする出店を増加する計画です。１店舗当たりの在宅患者数は平均200人程度ですが、出店エリアにより平均の３倍程度の在宅患者数を担当する店舗があり、薬局スタッフの高い負荷が課題です。調剤報酬改定を機に在宅専門店の出店によりドミナントを再編し、薬局スタッフの負荷軽減による労働環境の改善と在宅患者数の増加に対応します。

②きらりプライム加盟法人数の拡大
　当社及び当社子会社の直営店舗の出店だけでは、経営理念にある社会インフラと呼べる状態を速やかに構築するのは困難と考えております。大手調剤薬局事業者の寡占度合が低い調剤薬局市場では、中小規模の薬局が多く、この中小規模の薬局事業者との連携を拡大し、当社のノウハウを在宅薬剤師の採用育成により提供することで多くの在宅患者にサービスを提供できる体制を構築してまいります。
　現在、45都道府県に加盟法人が広がっておりますが、地域、エリアによっては、加盟法人数の濃淡があります。当社の営業人材を戦略的に配置することで、開拓できていない地域、エリアの加盟法人数の増加を図ります。

③プライマリケアホーム事業、ICT事業の拡大
　当社及び当社子会社が属する医療介護業界は、一般的に労働集約産業であり、少子高齢化に伴い労働力人口が縮小する中でより効率的な運営が求められます。少ない労働力で業務を回す仕組みとして、当社の在宅訪問業務を効率化し、収益化したノウハウを、コンサルティングやIT、ICTを通じて提供していく商品、サービスの開発を進めております。
　後期高齢者人口の増加、要介護者数の増加する中、社会保障財源の課題がある我が国は病院の病床数の削減を進めており、地域単位で在宅医療、介護に対応する体制の構築が求められております。このような社会課題を解決するため、当社は医療の依存度が高く、要介護度も高い在宅患者に適応し大型化した高齢者施設（定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス）を展開するプライマリケアホーム事業と当社のICT事業を組み合わせることで在宅患者を効率的かつ包括的に支えていく取り組みを進めてまいります。

④人材の獲得と育成
　当社及び当社子会社がプライマリーケアのプラットフォーム企業となるためには、在宅訪問薬局だけでなく、多様なサービスを提供していくために優秀な人材の獲得と育成を進める必要があります。医療、介護業界以外の異業種からも人材を求めていくことや、獲得した人材を長期にわたり引き付けていく人事制度を構築してまいります。

⑤内部統制とコーポレート・ガバナンスの強化
　当社及び当社子会社は、意思決定のプロセスにおける透明性を確保し、迅速化による経営の効率性を高め、業務執行において内部統制機能充実を図ることがコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営上重要な課題と考えております。そのため、コンプライアンス体制の強化、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

(7) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	第14期 2021年３月期	第15期 2022年３月期	第16期 2023年３月期	第17期 2024年３月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	－	－	－	8,285
経常利益 (百万円)	－	－	－	716
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	－	－	－	441
１株当たり当期純利益 (円)	－	－	－	62.05
総資産 (百万円)	－	－	－	6,354
純資産 (百万円)	－	－	－	1,643
１株当たり純資産 (円)	－	－	－	231.46

(注) 第17期より連結計算書類を作成しているため、第16期以前の数値については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

	第14期 2021年３月期	第15期 2022年３月期	第16期 2023年３月期	第17期 2024年３月期 (当事業年度)
売上高 (百万円)	5,086	5,782	6,657	8,284
経常利益 (百万円)	250	506	557	718
当期純利益 (百万円)	97	328	382	441
１株当たり当期純利益 (円)	8,697.33	95.80	53.92	62.06
総資産 (百万円)	2,015	2,531	2,914	4,441
純資産 (百万円)	609	1,072	1,483	1,643
１株当たり純資産 (円)	53,607.53	306.44	207.61	231.48

(注) 2021年10月１日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行っております。
また、2023年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。
当該処理は、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
PRIMARY ASSET ONE株式会社	5百万円	100.0%	不動産賃貸

（注）1．2024年1月1日に、Medical Mind株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
2．2024年1月15日付にて、商号をMedical Mind株式会社から変更いたしました。

(9) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

事業区分	事業内容
在宅訪問薬局事業	医療機関の発行する処方箋に基づき、外来患者及び在宅患者に医薬品を交付する事業
きらりプライム事業	他薬局との連携を拡大し、在宅薬局の運営ノウハウ、在宅薬局特化型の在宅訪問支援情報システム及び医薬品の購入支援等を提供する事業
プライマリケアホーム事業	高齢者施設を運営し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供する事業

（注）当連結会計年度より事業区分を変更しており、「プライマリケアホーム事業」の重要性が増したことからこれを新たに事業区分に追加をし、「ケアプラン事業」を同事業区分に移管いたしました。
なお、「タイサポ事業」は重要性が乏しくなっていると判断し、削除いたしました。

(10) 主要な事業所（2024年３月31日現在）

①当社

本　社　　福岡県春日市春日原北町二丁目２番１号

営業所

（在宅訪問薬局事業）44店舗

所在地		店舗名
福岡県	福岡市	（きらり薬局）桧原店、田島店、姪浜店、名島店、重留店、天神BiVi福岡店、南福岡店、今宿店、井尻店、舞鶴店、清川店、愛宕浜店、藤崎店
	春日市	（きらり薬局）春日店
	大野城市	（きらり薬局）大野城店
	太宰府市	（きらり薬局）太宰府店、五条店
	久留米市	（きらり薬局）久留米店、日吉町店
	北九州市	（きらり薬局）小倉駅前店、二島店 ぴょんた薬局
	福津市	（きらり薬局）福津店
	直方市	（きらり薬局）直方店
	糸島市	（きらり薬局）糸島店、南風台店
	小郡市	（きらり薬局）津古店
	糟屋郡	（きらり薬局）志免店
佐賀県	鳥栖市	（きらり薬局）鳥栖店
東京都	江東区	（きらり薬局）門前仲町店
	品川区	アイ薬局
千葉県	千葉市	（きらり薬局）鎌取店、若松町店、千葉中央店、新検見川店、幸町店
	八千代市	（きらり薬局）八千代台店
	船橋市	（きらり薬局）馬込沢店
神奈川県	横浜市	（きらり薬局）横浜日吉店、箕輪町店、菊名店、東戸塚店
	小田原市	（きらり薬局）小田原店
	川崎市	（きらり薬局）新百合ヶ丘店

（注）１．2023年５月１日付で、きらり薬局南風台店を新規開局いたしました。
２．2023年７月１日付で、有限会社西條薬局よりアイ薬局を譲り受け、同日付で新規開局いたしました。
３．2023年10月１日付で、きらり薬局愛宕浜店を新規開局いたしました。
４．2024年２月１日付で、株式会社フジタ薬局よりフジタ薬局を譲り受け、同日付できらり薬局藤崎店として新規開局いたしました。
５．2024年４月１日付で、きらり薬局三苫店を新規開局いたしました。
６．2024年５月１日付で、きらり薬局千早店を新規開局いたしました。
７．2024年６月１日付で、きらり薬局蘇我店を新規開局いたしました。

（ケアプラン事業）４事業所

所在地		事業所名
福岡県	福岡市	ケアプランサービス ひゅうが 姪浜
	大野城市	ケアプランサービス ひゅうが
	久留米市	ケアプランサービス ひゅうが 久留米
千葉県	千葉市	ケアプランサービス ひゅうが 鎌取

（プライマリケアホーム事業）２事業所

所在地		事業所名
福岡県	春日市	プライマリケアホームひゅうが春日ちくし台
	福岡市	プライマリケアホームひゅうが博多麦野

（注）2023年８月１日付で、プライマリケアホームひゅうが博多麦野を新規開所いたしました。

②子会社

PRIMARY　ASSET　ONE 株式会社	本社（福岡県春日市）

（注）１．2024年１月１日にMedical　Mind株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
２．2024年１月15日付にて、商号をMedical　Mind株式会社から変更いたしました。
３．2024年１月15日付にて、本社を福岡県福岡市から移転いたしました。

(11) 従業員の状況（2024年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
在宅訪問薬局事業	323（90）名	ー（ー）
きらりプライム事業	27（0）名	ー（ー）
プライマリケアホーム事業	138（22）名	ー（ー）
その他事業	18（0）名	ー（ー）
全社（共通）	38（1）名	ー（ー）
合計	544（113）名	ー（ー）

（注）１．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー社員及び派遣社員を含む）は、年間の平均人員を（　）にて外数で記載しております。なお、当社及び当社子会社から社外への出向者、社外から当社及び当社子会社への受入出向者はおりません。
２．全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分出来ない管理部門に所属しているものであります。
３．第17期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
544名	102名増	38歳0ヶ月	2年7ヶ月

（注）１．従業員数には、臨時雇用者113名は含まれておりません。
２．第17期（当事業年度）より臨時従業員数を、年間の平均人員で記載しております。
３．前事業年度末に比べ従業員数が112名増加しております。主な理由は、プライマリケアホーム事業の開始に伴う採用が増加したことによるものであります。

(12) 主要な借入先（2024年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社福岡銀行	2,131百万円
株式会社みずほ銀行	313百万円
株式会社西日本シティ銀行	184百万円
合計	2,629百万円

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

2．会社の現況

（1）株式の状況（2024年３月31日現在）

① **発行可能株式総数**　26,000,000株

（注）2023年４月１日付にて実施した株式分割（１株を２株に分割）に伴い、発行可能株式総数は13,000,000株増加しております。

② **発行済株式の総数**　7,246,000株

（注）１．株式分割（１株を２株に分割）の実施により、発行済株式の総数は3,572,000株増加しております。

２．新株予約権の行使により、発行済株式の総数は102,000株増加しております。

③ **株　主　数**　717名

④ **大株主の状況（上位10名）**

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
黒木　哲史	1,366,200株	19.24%
一般社団法人Hyuga	900,000株	12.67%
株式会社シーユーシー	840,000株	11.83%
エムスリー株式会社	699,600株	9.85%
エムスリーキャリア株式会社	500,400株	7.04%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	399,500株	5.62%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	364,100株	5.12%
山﨑　武夫	216,000株	3.04%
城尾　浩平	197,400株	2.78%
別府　鵬飛	158,000株	2.22%

（注）持株比率は自己株式（147,100株）を控除して計算しております。

⑤ **当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況**

該当事項はありません。

⑥　**その他株式に関する重要な事項**

自己株式の取得

当社は、2023年９月15日開催の取締役会において、取得する株式総数の上限を150,000株、取得価額の総額の上限を3億円として、2023年９月19日から2023年12月22日までの間に、当社普通株式を取得する旨の自己株式取得の決議を行い、2023年11月10日の自己株式取得終了までに、取得価額の総額299,978,100円にて自己株式147,100株を取得しております。

(2) 新株予約権等の状況

①　当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第４回新株予約権
発行決議日		2020年３月23日
新株予約権の数		14個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　8,400株 (新株予約権１個につき　600株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格		新株予約権１個当たり　115,200円 (１株当たり　192円)
新株予約権の行使期間		2022年3月24日から2030年3月23日まで
新株予約権の行使の条件		(注) 2
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　14個 目的となる株式数　8,400株 保有者数　2人
	社外取締役	－

(注) 1．監査役には新株予約権を付与しておりません。

2．第４回新株予約権行使の条件

①本新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。

②新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。

④その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3．2021年10月１日付で行った普通株式１株を300株とする株式分割及び2023年４月１日付で行った普通株式１株を２株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

当社は、当社の中長期的な企業価値向上を目指すにあたり、現在及び将来の役職員に対する貢献意欲や士気をより一層高め、当社の価値向上に寄与することを目的とし、時価発行新株予約権信託を導入しております。当該新株予約権の概要は次のとおりです。

	第５回新株予約権
発行決議日	2021年２月25日
新株予約権の数	469個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　140,700株 (新株予約権１個につき　600株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	新株予約権１個当たり　250,200円 (１株当たり　417円)
新株予約権の行使期間	2022年７月１日から2031年3月２日まで
新株予約権の主な行使の条件	(注) 1.2.3.

(注) 1．本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2022年３月期から2026年３月期までのいずれかの事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には連結損益計算書）に記載される営業利益が550百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。なお、本新株予約権を行使する権利は第17回定時株主総会報告後に確定する見込みであります。

2．新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合又は当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができる。

3．新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社・関連会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

4．信託期間満了日（2023年３月31日）の到来に伴い、当社の役職員に対して469個のうち451個が交付されており、当事業年度末日における本新株予約権者は、当社新株予約権の受託者１名、当社取締役２名、当社監査役１名、当社従業員８名となっております。

5．2021年10月１日付で行った普通株式１株を300株とする株式分割及び2023年４月１日付で行った普通株式１株を２株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」は調整されております。

（3）会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2024年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	黒木哲史	社会福祉法人ひのき会　評議員 社会福祉法人彩幸会　理事 全国介護事業者政治連盟　理事 PRIMARY ASSET ONE株式会社　代表取締役社長
取締役	城尾浩平	ビジネスサポート本部管掌 東日本在宅訪問薬局事業本部管掌 兼 東日本在宅訪問薬局事業本部長 医療介護連携事業本部管掌 兼 医療介護連携事業本部長
取締役	山﨑武夫	介護本部管掌 事業開発本部管掌 HR本部管掌 西日本在宅訪問薬局事業本部管掌 兼 西日本在宅訪問薬局事業本部長
取締役	大西智明	管理本部管掌 企画本部管掌 兼 企画本部長
取締役	小川真二郎	株式会社高齢者住宅新聞社　取締役
取締役	佐伯恭子	佐伯公認会計士事務所代表
常勤監査役	松井節夫	PRIMARY ASSET ONE株式会社　監査役
監査役	武井孝太	河野・野田部法律事務所
監査役	熊本宣晴	アダストリア健康保険組合　顧問

（注）１．取締役小川真二郎及び取締役佐伯恭子氏は、社外取締役であります。
２．監査役武井孝太氏及び監査役熊本宣晴氏は、社外監査役であります。
３．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．代表取締役社長黒木哲史氏は、2024年１月15日付でPRIMARY ASSET ONE株式会社の代表取締役社長に就任いたしました。
５．常勤監査役松井節夫氏は、2024年１月15日付でPRIMARY ASSET ONE株式会社の監査役に就任いたしました。
６．監査役熊本宣晴氏は、2024年３月29日付で株式会社P・マインドの社外取締役を退任いたしました。
７．当事業年度後の取締役の地位及び担当の変更は次のとおりであります。
① 2024年４月１日付で取締役城尾浩平氏は、ビジネスサポート本部管掌、東日本在宅訪問薬局事業本部管掌及び東日本在宅訪問薬局事業本部長並びに医療介護連携事業本部管掌及び医療介護連携事業本部長から、経営支援事業本部管掌並びに東日本在宅訪問薬局事業本部管掌及び東日本在宅訪問薬局事業本部長となりました。
② 2024年４月１日付で取締役山﨑武夫氏は、介護本部管掌、事業開発本部管掌、HR本部管掌並びに西日本在宅訪問薬局事業本部管掌及び西日本在宅訪問薬局事業本部長から、介護営業本部、施

設介護本部管掌、事業開発本部管掌、HR本部管掌並びに西日本在宅訪問薬局事業本部管掌及び西日本在宅訪問薬局事業本部長となりました。

② 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第１項の規定に基づき、取締役小川真二郎氏、取締役佐伯恭子氏、常勤監査役松井節夫氏、監査役武井孝太氏及び監査役熊本宣晴氏と同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び子会社役員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしており、保険料は全額当社が負担しております。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

④ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	87 (3)	87 (3)	－ (－)	－ (－)	6 (2)
監査役 （うち社外監査役）	13 (5)	13 (5)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計 （うち社外役員）	100 (8)	100 (8)	－ (－)	－ (－)	9 (4)

（注）１．記載金額は単位未満を切捨てて表示しております。
２．取締役の報酬限度額は、2014年10月31日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は３名です。
３．監査役の報酬限度額は、2014年10月31日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は１名です。
４．取締役の報酬は、「役員報酬決定基準書（内規）」に基づき、基本報酬を取締役会決議により決定しております。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の報酬等の内容に関する決定方針について2022年12月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

なお、当該報酬等は、取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上を図るため、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準となるように設計するものとし、業務執行取締役及び社外取締役共にその職務を鑑みた固定報酬のみの構成とする。今後、企業業績と企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系の構築を検討するものとする。なお、取締役の報酬額に関する株主総会の決議年月日は2014年10月31日であり、その内容は取締役の報酬額の総額を年額100百万円以内とするものであり、これを金銭報酬の限度とする。

イ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて他社報酬水準、当社の業績、従業員給与の水準等も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ウ. 業績連動報酬並びに非金銭報酬（募集株式及び募集新株予約権を含む金銭以外のもの）等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

該当事項はありません。

エ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

該当事項はありません。

オ. 取締役の個人別の報酬額の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、社外取締役及び社外監査役の意見を聴取し定めた「役員報酬決定基準書（内規）」に基づき、取締役会へ個別の報酬額を提案し、具体的な各取締役の個別の報酬額は取締役会決議によって決定するものとする。

⑥ 社外役員に関する事項

ア.　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役小川真二郎氏は、株式会社高齢者住宅新聞社の取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役佐伯恭子氏は、佐伯公認会計士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役武井孝太氏は、河野・野田部法律事務所所属の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役熊本宣晴氏は、アダストリア健康保険組合の顧問であります。当社と両兼職先との間には特別な関係はありません。

イ.　当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	小　川　真二郎	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。 主に企業経営者としての経験と医療介護分野における幅広い知識・見識に基づき独立した客観的な立場から、取締役会では適宜説明を求め監督、助言等を行うなど、事業や業界動向を中心に当社が期待する意思決定の妥当性、相当性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。
取締役	佐　伯　恭　子	当事業年度に開催された取締役会のうち、就任後に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地並びに財務及び会計に関する幅広い見識に基づき独立した客観的な立場から、取締役会では適切な意見や助言等を行うなど、当社のコーポレートガバナンス強化を中心に当社が期待する意思決定の妥当性、相当性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。
監査役	武　井　孝　太	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。 弁護士として企業法務に関する幅広い経験及び専門的かつ高い見識に基づき、公正中立的な立場から、適宜必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

区　分	氏　　名	出　席　状　況　、　発　言　状　況　及　び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査役	熊　本　宣　晴	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。 長年にわたる行政での経験及び当社の事業領域において高度な見識に基づき、客観的・中立的な立場から今後の業界動向等、適宜必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

（参考）スキル・マトリックス

①　役員のスキル・マトリックス

氏　名	地　位	当社が役員に期待する専門性、経験等						
		創業精神への共感	サステナビリティ(ESG・SDGs)	企業経営経験	商品・サービスの開発	IT・DX	会計・ファイナンス	法務・リスクマネジメント
黒木哲史	代表取締役社長	○	○	○	○			
城尾浩平	取締役	○		○	○			
山﨑武夫	取締役	○		○	○	○		
大西智明	取締役	○	○	○			○	
小川真二郎	社外取締役	○		○	○	○		
佐伯恭子	社外取締役	○					○	
松井節夫	常勤監査役	○	○					○
武井孝太	社外監査役	○						○
熊本宣晴	社外監査役	○	○	○				○

②　スキル項目の選定理由と判断基準

項　目	選定理由	判断基準
創業精神への共感	創業精神に基づく企業理念である「24時間365日、自宅で『安心』して療養できる社会インフラを創る。」の実現が、当社の究極的な目標のため	当社の企業理念に対する深い理解を持ち、当社の将来ビジョンを明確に描きつつ戦略的な意思決定を行い、持続的な成長を促進できること
サステナビリティ(ESG・SDGs)	創業精神において、ESG経営の視点は不可欠であり、持続可能な社会の実現と当社の持続的な成長を目指して、当社「サステナビリティレポート2022」中の『マテリアリティの特定』に基づく重点課題並びにSDGsで定められている目標等を達成するためには、ESG・SDGsに関する経験・見識・専門性等が必要なため	「ESGに配慮しながら活動を進めれば、結果としてSDGsで定められている目標達成を実現できる」との考えに基づき、E(環境)・S(社会)・G(ガバナンス)のいずれか、もしくは複数の要素を備えていること
企業経営経験	事業環境が急速に変化するなか、変化に対応して持続的に発展し企業価値を向上させるためには、「企業理念」に基づき、当社の向かう方向性（企業戦略）を示して迅速な経営判断を行うことが必要であり、そのためには企業経営の経験が不可欠なため	企業経営の経験を有していること（規模の大小は問わない）
商品・サービスの開発	中長期的・持続的な成長・発展のためには、業界に対する一定程度の知識を基に新たなニーズを発掘し、そのニーズに対応した商品やサービスを開発して販売するには、マーケティング力や営業力が必要なため	これ迄に医療介護又はその周辺分野に十分に関わっており、業界動向や競合他社の戦略を適切に評価できるレベルの知識を有し、それを基に新たなニーズを発掘して顧客ロイヤルティを高める商品やサービスの開発が出来、ブランド価値を向上させて、競合他社との差別化を図れること

項　目	選定理由	判断基準
IT・DX	デジタル化がますます進んでおり、効率的な企業経営や革新的な商品、サービスの開発や生産性の向上等を図るためには、IT・デジタルの活用が不可欠なため	デジタル分野における一定程度の経験、見識、専門性を有しており、最新のテクノロジー動向を捉え、デジタルイノベーションを推進すべく、社内の生産性向上やサービスの進化に資する技術選定と導入を図れること
会計・ファイナンス	不正会計の防止、経営全体を俯瞰して事業活動の投資に必要なスムーズな資金調達を行うためには、企業の会計上のコンプライアンスを確保するために必要な知識や経験が不可欠なため	以下のいずれかに該当すること ・「CFO」「経理・財務部門長」又はそれに類する職務経験を有していること ・「会計系資格（※）」を保有し、かつその業務経験を有していること ※公認会計士・税理士等
法務・リスクマネジメント	企業活動の根幹である法令遵守や倫理コンプライアンスの徹底を図りながら事業を展開していくためには、これらに関する知識や経験が不可欠なため	以下のいずれかに該当すること ・「法務部門長」「内部監査部門長」又はそれに類する職務経験を有していること ・「法律系資格（※）」を保有し、かつその業務経験を有していること ※弁護士・司法書士・弁理士等

（注）1．スキル・マトリックスは、2024年１月15日開催の取締役会にて制定いたしましたが、取締役会メンバーの有するすべての知見・経験を表すものではありません。
なお、役員候補者の選定に際しましては、本スキル・マトリックスに合致することに加えて、当該役員候補者の人格等を総合的に判断のうえ決定いたします。
2．当社が求めるスキルは、経営戦略に照らして経営環境及び事業戦略の変化に応じて適時更新してまいります。

（4）会計監査人の状況

①　名称

有限責任監査法人トーマツ

②　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの金額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③　非監査業務の内容

該当事項はありません。

④　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤　責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 事業の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、経営理念を具現化するために、組織の構築、規程の制定、情報の伝達及び業務執行のモニタリングを適切に行う体制として、以下の基本方針に従って内部統制システムを整備することにより、適法かつ効率的に業務を執行する体制の確立を図ります。

なお、当社は、2024年１月15日開催の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針の一部改定を決議いたしました。

（改定の要旨）

2024年１月１日付にて子会社を取得したことによる子会社を含む内部統制システムに関する事項等を追加

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア．取締役及び使用人が法令や社会的規範を遵守し、事業活動を遂行するための行動規範として、「リスク・コンプライアンス管理規程」を定め、法令遵守の徹底を図る。

イ．法令及び定款等の遵守体制の確立、維持、向上のための活動を推進する「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。

ウ．取締役及び使用人に対して継続的なコンプライアンス教育を実施する他、社内イントラネットへ規程やマニュアル等を掲示し、遵守すべき法令及び定款等の周知徹底、コンプライアンス体制の整備、充実を図る。

エ．内部通報制度を整備し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人が報告、相談できる内部通報窓口を社内に設置し、法令違反及び不正行為等を早期に把握、改善し、再発防止に取り組む。

オ．内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社及び当社子会社における業務遂行及びコンプライアンスの遵守状況を監査し、監査結果を代表取締役社長に報告する。

カ．反社会的勢力への対応について、方針及び規程を定め、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力との一切の関係を遮断するための組織体制を確保する。

キ．財務報告の信頼性を確保するために、内部統制体制を整備するとともに、継続的にその有効性を評価し、維持、改善を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア．取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報は、法令及び当社の「文書管理規程」、「情報セキュリティ規程」等に基づき、文書又は電子媒体に記録し、保存及び廃棄する。

イ．文書、情報の管理責任部署は、社内規程の定めるところとし、取締役及び監査役は、これらの情報、文書を常時閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア．組織横断的リスクマネジメント体制の確立・維持・向上のため、「リスク・コンプライアンス管理規程」を制定し、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。

イ．リスク・コンプライアンス管理委員会は、当社及び当社子会社に一定程度の影響を与える可能性のあるリスクを統括的に管理し、想定されるリスクの特定、評価を行い、対策を講じるリスク及び対応部署を決定し、組織横断的対応を推進する。

ウ．緊急事態が発生した場合は、「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき、対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整備する。

エ．内部監査部門は、当社におけるリスク管理体制を監査し、監査結果を代表取締役社長に報告する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．原則として、月１回取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び定款並びに「取締役会規程」に定められた重要事項の意思決定を行う。

イ．取締役は、取締役会において定めた中期経営計画、単年度予算、重要事項に基づき、適正かつ効率的に職務執行を行い、進捗状況を取締役会へ報告する。

ウ．取締役会における意思決定を迅速に行うために、取締役は、取締役会において決定した方針に基づき、経営に関する重要な事項について、事前に十分な検討を行う。

エ．「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等を定め、職務執行の範囲及び責任権限を明確にする。

⑤　当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア．「子会社管理規程」を定め、本規程に従い適切な管理を行う。

イ．当社子会社の営業成績及び財務状況その他重要な事項についての、定期的な報告体制を構築する。

ウ．当社子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、一定の重要事項及びリスク情報については、事前報告を義務付け、さらにその中から重要な事項に関しては、当社取締役会決議又は当社所定の承認を要するものとする。

エ．当社の内部監査部門は、当社子会社に対する監査を行い、監査結果を代表取締役社長に報告する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

ア．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は、監査役の指揮、監督のもと、職務を執行する専任の補助使用人を選任する。

イ．前号の使用人は、当該職務に従事する場合は同監査役の指示に従い、その職務を行うものとし、当該職務を遂行するために、他の命令系統の指示は仰がない。

ウ．監査役の補助使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は、監査役と取締役が事前に協議を行い、監査役の承認を要する。

⑦　当社及び当社子会社の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

ア．当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項の他、監査役

からの要請に応じて報告及び情報提供を行う。

イ．監査役は、取締役会、経営会議の他、重要な会議への出席、稟議書等の業務執行に関する重要な文書の閲覧により、職務の執行状況の把握及び報告を受けるものとする。

ウ．監査役への報告、相談を行ったことを理由として、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対して、不利益な取扱いがされないことを徹底する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア．監査役は、必要に応じて監査役会を開催し、監査役相互の情報共有、協議を行う。

イ．監査役は、代表取締役社長と定期的な意見交換を行うとともに、会計監査人、内部監査室と相互に緊密な連携及び情報交換を行い、監査の有効性と効率性の確保を図る。

ウ．監査役が職務の執行に係る費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該請求にかかる費用又は監査役の職務の執行に必要ではないことが明らかな場合を除き、会社が負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記、業務の適正を確保するための体制に基づき、当事業年度に実施した上記体制の運用状況の概要は以下のとおりとなります。

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取締役会に報告し、必要に応じて見直しを行っております。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の内部統制を強化すべく、リスク・コンプライアンス委員会を四半期に１回開催し、業務に関連する法改正等の情報共有と社内啓蒙活動のため、イントラネット等による情報発信を定期的に行うなど、コンプライアンス意識の向上を図っております。

また、「内部通報制度運用規程」の定めに従い、社内外に公益通報の相談窓口を設置しております。定期的に社内報等を通じて、内部通報制度の周知を図ることにより、全社で内部通報対応を実施しており、問題の早期発見と改善措置に取り組んでおります。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報は、法令及び当社の「文書管理規程」、「情報セキュリティ規程」等を定め、当該規程に基づき、文書又は電子媒体に記録し、保存及び廃棄を行っております。

取締役及び監査役は、取締役会及びその他の重要な会議の議事録、稟議書、決裁書等の文書を常時閲覧できる状態を維持しております。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社が被る損失又は不利益を最小限にするためにリスク管理に関する規程及び事業継続計画（BCP）を策定し、「リスク・コンプライアンス委員会」を中心とするリスク管理体制を整備しております。事業継続計画（BCP）に従い、様々な訓練計画を定めるとともに、必要に応じてリスク予防体制の見直しや教育体制を強化し、新たな課題への対策を実施することで当社のリスク管理体制を強化しております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、取締役６名（うち、社外取締役２名）と監査役３名（うち、社外監査役２名）で構成され、活発な議論が行われております。

取締役会は、原則として毎月１回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務の執行を行っております。

また、取締役会において定めた中期経営計画、単年度予算、重要事項に基づき、適正かつ効率的に職務執行を行い、定期的に進捗状況を確認しています。

なお「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき、社内の重要事項は迅速かつ適切な決裁を受けております。

⑤　当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「子会社管理規程」の定めに従い、子会社に対する適切な管理を行っております。

また、当社は、子会社から営業成績及び財務状況その他重要な事項に係る報告を、定期的に受領しております。

なお、当社は、子会社から一定の重要事項及びリスク情報については事前報告を受領しており、その中から重要な事項に関しては、当社取締役会決議又は当社所定の承認手続きを経ております。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する専任の使用人を設けておりませんが、当社内部監査室が監査活動の補助を行っております。

⑦　当社の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社では、法令及び規程に定められた事項の他、監査役からの要請に応じて報告及び情報提供を行っております。

また、監査役は、取締役会、経営会議の他、重要な会議への出席、稟議書等の業務執行に関する重要な文書の閲覧により、職務の執行状況の把握及び報告を受けております。

なお、監査役への報告、相談を行ったことを理由として、当社の取締役及び使用人に対して、不利益な取扱いがされないことを徹底しております。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

原則として、月１回監査役会を開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査役相互の情報共有、協議を行っております。

また、監査役は、代表取締役社長と定期的な意見交換を行うとともに、監査法人、内部監査室と相互に密な連携及び情報交換、稟議書や主要な会議体の議事録の閲覧等を通じて、自ら情報収集を行い、監査の有効性と効率性の確保を図っております。

なお、当社は、監査役の職務の執行について生じる費用について、必要な予算を確保し、速やかに処理しております。

4．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

5．剰余金の配当等の決定に関する事項

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しておりますが、当社は現在成長過程にあり、財務体質の強化と事業拡大のための投資等に内部留保資金を充当し、一層の業容拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

そのため、今後の事業展開及び財務基盤強化のために必要な内部留保の確保を優先し、当面は無配を予定しておりますが、今後の経営成績及び財政状態を勘案しながら、利益配当についても検討してまいります。なお、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

なお、当社の剰余金の配当は、年１回の期末配当を基本としており、その他毎年９月30日を基準日としての中間配当及び上記の他に基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。配当の決定機関は、期末配当及び基準日を定めての配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期の期末配当金につきましては、上記の方針等を考慮し、無配といたしました。

連結貸借対照表

(2024年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,444,922**	**流動負債**	**2,019,593**
現金及び預金	688,010	買掛金	751,779
売掛金	1,498,284	短期借入金	200,000
商品	181,322	１年内返済予定の長期借入金	256,935
その他	77,304	リース債務	31,363
固定資産	**3,910,073**	未払金	104,469
有形固定資産	**2,997,400**	未払費用	288,563
建物	2,613,021	未払法人税等	180,707
構築物	46,679	預り金	82,783
工具、器具及び備品	70,093	賞与引当金	100,672
リース資産	145,880	その他	22,319
土地	62,413	**固定負債**	**2,692,277**
建設仮勘定	59,312	長期借入金	2,173,064
無形固定資産	**364,285**	リース債務	137,188
のれん	54,183	繰延税金負債	281,830
ソフトウエア	264,266	資産除去債務	85,674
ソフトウエア仮勘定	39,328	その他	14,520
その他	6,506	**負債合計**	**4,711,871**
投資その他の資産	**548,387**	**純資産の部**	
投資有価証券	999	**株主資本**	**1,643,125**
長期貸付金	260,000	**資本金**	**195,382**
長期前払費用	61,885	**資本剰余金**	**345,392**
敷金及び保証金	167,122	**利益剰余金**	**1,402,327**
繰延税金資産	58,379	**自己株式**	**△299,978**
		純資産合計	**1,643,125**
資産合計	**6,354,996**	**負債純資産合計**	**6,354,996**

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年４月１日から
2024年３月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**8,285,853**
売上原価		**6,404,126**
売上総利益		**1,881,727**
販売費及び一般管理費		**1,171,044**
営業利益		**710,682**
営業外収益		
受取利息	1,977	
補助金収入	13,200	
その他	861	16,040
営業外費用		
支払利息	9,740	
その他	101	9,841
経常利益		**716,880**
特別利益		
負ののれん発生益	1,935	1,935
特別損失		
減損損失	63,977	63,977
税金等調整前当期純利益		**654,838**
法人税、住民税及び事業税	229,854	
法人税等調整額	△16,043	213,811
当期純利益		**441,027**
親会社株主に帰属する当期純利益		**441,027**

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	185,912	335,922	961,300	−	1,483,134	1,483,134
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	9,470	9,470			18,941	18,941
親会社株主に帰属する当期純利益			441,027		441,027	441,027
自己株式の取得				△299,978	△299,978	△299,978
当期変動額合計	9,470	9,470	441,027	△299,978	159,990	159,990
当期末残高	195,382	345,392	1,402,327	△299,978	1,643,125	1,643,125

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．　連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1)　連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　１社

主要な連結子会社の名称　　ＰＲＩＭＡＲＹ　ＡＳＳＥＴ　ＯＮＥ株式会社

当連結会計年度において、すべての株式を取得したことから、2024年１月１日より連結の範囲に含めております。

(2)　持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3)　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4)　会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

②　棚卸資産の評価基準及び評価方法

ア．商品

総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

イ．貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③　固定資産の減価償却の方法

ア．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～39年
構築物	10年～30年
工具、器具及び備品	２年～15年

イ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。のれんの償却については、その投資効果の発現する期間を個別に見積り、10年以内の合理的な期間で均等償却を行っております。

ウ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

減価償却方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、主なリース期間は5～6年です。

④　引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑤　収益及び費用の計上基準

当社及び当社子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

ア．在宅訪問薬局事業

在宅訪問薬局事業においては、患者様への医薬品等の調剤・販売を履行義務として識別しております。医薬品等の販売については、患者様への引渡時点で履行義務が充足されるため、医薬品等を患者様へ引渡した時点で収益を認識しております。

イ．きらりプライム事業

（一時点で移転される財又はサービス）

きらりプライム加盟店に対する営業支援等を履行義務として識別しております。きらりプライム加盟先への営業支援等を行った時点で履行義務が充足されるため、営業支援等を行った時点で収益を認識しております。

（一定の期間にわたり移転されるサービス）

基本料金、医薬品仕入交渉代行及び報告書システム貸与サービス、在宅訪問薬局参入のためのコンサルティングサービスを含めたパッケージプランサービス等を履行義務として識別しております。これらは契約に基づく期間に応じて履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

ウ．プライマリケアホーム事業

（一時点で移転される財又はサービス）

当社及び当社子会社が運営する介護施設の利用者様に対する、特別訪問看護指示書等に基づく訪問看護サービスや、介護支援専門員による居宅サービス計画の作成及び介護用品等の提供を履行義務として識別しております。介護施設の利用者様に対する特別訪問看護指示書等に基づく訪問看護サービスや、介護支援専門員による居宅サービス計画の作成及び介護用品等を提供した時点で履行義務が充足されるため、これらのサービスを提供した時点で収益を認識しております。

（一定の期間にわたり移転されるサービス）

介護施設の利用者様に対する居室その他サービス及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供を履行義務として識別しております。これらは契約に基づく期間に応じて履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

⑥　消費税等の会計処理

控除対象外消費税等については、当連結会計年度の負担すべき期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等につきましては、投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し、５年間で均等償却を行っております。

２．会計上の見積りに関する注記

固定資産（在宅訪問薬局事業）の減損損失

(1)　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

在宅訪問薬局事業に係る有形固定資産	332,495	千円
在宅訪問薬局事業に係る無形固定資産	210,286	千円
在宅訪問薬局事業に係る減損損失	63,977	千円

(2)　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①　算出方法

当社及び当社子会社は、減損判定のグルーピングの基本単位を店舗ごととしております。各資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

②　主要な仮定

店舗の将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、取締役会で承認された事業計画や店舗別予算を基礎としております。基礎となる将来計画に含まれる見積りに用いた主要な仮定は、在宅患者数、処方箋枚数、薬剤料、技術料及び人員計画等の仮定に基づいて作成した将来の利益計画等を考慮して見積っております。

③　翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により将来キャッシュ・フローの見積りが変化した場合には、将来追加で減損損失を計上する可能性があります。

3．連結貸借対照表に関する注記

(1)　担保資産

①　担保に供している資産（帳簿価額）

建物	2,437,979	千円
構築物	41,569	千円
計	2,479,548	千円

②　担保に係る債務（帳簿価額）

長期借入金 （１年内返済予定の長期借入金を含む）	1,589,626	千円

(2)　有形固定資産の減価償却累計額　429,942　千円

4．連結損益計算書に関する注記

(減損損失に関する注記)

当連結会計年度において、当社及び当社子会社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
千葉県	店舗（薬局）用資産	建物、工具・器具及び備品、ソフトウエア	9,446
神奈川県	店舗（薬局）用資産	建物、工具・器具及び備品、ソフトウエア、のれん	36,133
福岡県	店舗（薬局）用資産	工具・器具及び備品、ソフトウエア、のれん	18,398
合計			63,977

当社及び当社子会社は、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、事業用資産については店舗単位で、遊休資産、停止予定資産及び処分予定資産は個別物件単位で、資産のグルーピングを行っております。資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、店舗の既存の投資回収が困難になったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（63,977千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物5,575千円、工具、器具及び備品7,417千円、ソフトウエア6,286千円及びのれん44,697千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、回収可能価額を備忘価額まで減額しております。

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)　発行済株式に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
普通株式	3,572,000	3,674,000	－	7,246,000

(注)　1．当社は、2023年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。
　　2．当連結会計年度の増加株式数3,674,000株は、株式分割による増加3,572,000株及びストック・オプションの権利行使による増加102,000株によるものであります。

(2)　自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
普通株式	－	147,100	－	147,100

(注)　当連結会計年度の増加株式数147,100株については、2023年９月15日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき取得したものであります。

(3)　新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	第１回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
	第３回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
	第４回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
	第５回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	26 (26)
合計		－	－	－	－	－	26 (26)

(注)　1．信託に残存する新株予約権を自己新株予約権として、信託における帳簿価額により、純資産の部の新株予約権から控除しております。当該自己新株予約権の当連結会計年度末における帳簿価額は26千円、目的となる株式の数は10,800株であります。
　　2．自己新株予約権については、(内書き)により表示しております。

(4)　剰余金の配当に関する事項
　　該当事項はありません。

6．金融商品に関する注記

(1)　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社及び当社子会社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については事業計画に照らし、必要に応じ銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

②　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、その全てが１年以内の支払期日であります。借入金及びリース債務は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、借入金の一部は金利の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に店舗及び介護施設の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。長期貸付金は、主に介護施設の賃借に係るものであり、取引先の信用リスクに晒されております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

ア．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については債権管理規程に従い、管理部門の担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

イ．市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

ウ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、管理部門が定期的にキャッシュ・フロー計画、実績を作成し、毎月の取締役会にて資金の状況を報告しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2)　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
長期貸付金	260,000	264,185	4,185
敷金及び保証金	167,122	166,199	△923
資産計	427,122	430,385	3,262
長期借入金	2,429,999	2,346,184	△83,814
リース債務	168,552	170,676	2,123
負債計	2,598,551	2,516,860	△81,690

(注)　「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。なお、「長期借入金」及び「リース債務」には、１年以内に返済予定の長期借入金及びリース債務を含めた金額を記載しております。

また、市場価格のない株式等は、「(2)　金融商品の時価等に関する事項」の表中には含めておりません。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	999

(3)　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の安定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期貸付金	－	264,185	－	264,185
敷金及び保証金	－	166,199	－	166,199
資産計	－	430,385	－	430,385
長期借入金	－	2,346,184	－	2,346,184
リース債務	－	170,676	－	170,676
負債計	－	2,516,860	－	2,516,860

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金、敷金及び保証金

これらの時価については、契約期間等に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務

これらの時価については、一定の期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに当社及び当社子会社のスプレッドを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。なお、１年以内に返済予定の長期借入金及びリース債務を含めた金額を記載しております。

７．収益認識に関する注記

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	在宅訪問薬局事業	きらりプライム事業	プライマリケアホーム事業	計	その他事業	合計
一時点で移転される財又はサービス	6,531,123	150,593	395,511	7,077,228	34,780	7,112,008
一定の期間にわたり移転されるサービス	－	685,920	487,024	1,172,944	－	1,172,944
顧客との契約から生じる収益	6,531,123	836,513	882,535	8,250,172	34,780	8,284,953
その他の収益	－	－	900	900	－	900
外部顧客への売上高	6,531,123	836,513	883,435	8,251,072	34,780	8,285,853

（注）１．その他事業についてはタイサポ事業及びICT事業を含んでおります。

２．プライマリケアホーム事業のその他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

（2）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　(4)　会計方針に関する事項　⑤　収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから短期のうちに受領し、重要な金融要素は含んでおりません。

(3)　当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①　顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,152,362	千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,498,284	千円
契約負債（期首残高）	－	千円
契約負債（期末残高）	5,069	千円

契約負債は主に、きらりプライム事業のパッケージプランサービス契約に基づいて顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

②　残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の記載が見込まれる期間は１年を超える物がないため記載を省略しております。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産　231円46銭

(2) １株当たり当期純利益　62円05銭

（注）2023年４月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っており、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産及び１株当たり当期純利益を算定しております。

９．その他の注記

(企業結合に関する注記)

取得による企業結合（Ｍｅｄｉｃａｌ　Ｍｉｎｄ株式会社）

当社は、2023年12月27日開催の取締役会においてＭｅｄｉｃａｌ　Ｍｉｎｄ株式会社の全株式を取得して子会社化することについて決議し、2024年１月１日付で株式譲渡契約を締結し2024年１月１日付で全株式を取得しました。

(1)　企業結合の概要

①　被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　Ｍｅｄｉｃａｌ　Ｍｉｎｄ株式会社

事業の内容　不動産賃貸業

②　企業結合を行った主な理由

当社のプライマリケアホーム事業は、Ｍｅｄｉｃａｌ　Ｍｉｎｄ株式会社と建物賃貸借契約を締結し事業を展開しておりますが、「プライマリケアホームひゅうが春日ちくし台」、「プライマリケアホームひゅうが博多麦野」の２施設を保有するＭｅｄｉｃａｌ　Ｍｉｎｄ株式会社の株式を取得することにより、施設運営と保有を一体的に行い、より効率的な事業運営ができると考えております。

以上の理由から、企業価値の向上に資すると判断し、Ｍｅｄｉｃａｌ　Ｍｉｎｄ株式会社の全株式を取得し、完全子会社といたしました。

③企業結合日

2024年１月１日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

ＰＲＩＭＡＲＹ　ＡＳＳＥＴ　ＯＮＥ株式会社

※Ｍｅｄｉｃａｌ　Ｍｉｎｄ株式会社は2024年１月15日付で商号を変更しております。

⑥取得した株式数及び取得後の議決権比率
取得した株式数　　100株
取得した議決権比率　　100%
⑦取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として全株式を取得したことによるものであります。

(2)　連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
2024年1月1日から2024年3月31日

(3)　被取得企業の取得対価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	500,000千円
取得原価		500,000千円

(4)　主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザリー費用等　2,000千円

(5)　発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間又は負ののれん発生益の金額及び発生原因
①発生した負ののれん発生益の金額
1,935千円
②発生原因
企業結合時における被取得企業の時価純資産額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

(6)　企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	15,906	千円
固定資産	2,523,389	千円
資産合計	2,539,296	千円
流動負債	164,221	千円
固定負債	1,873,139	千円
負債合計	2,037,361	千円

(7)　企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
当該金額の概算額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

貸借対照表

(2024年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,428,916**	**流動負債**	**1,962,729**
現金及び預金	661,228	買掛金	751,779
売掛金	1,498,284	短期借入金	200,000
商品	181,322	１年内返済予定の長期借入金	200,568
貯蔵品	735	リース債務	31,363
前払費用	50,912	未払金	104,340
その他	36,433	未払費用	288,563
固定資産	**2,012,531**	契約負債	5,069
有形固定資産	**517,851**	未払法人税等	180,670
建物	175,041	預り金	82,783
構築物	5,110	賞与引当金	100,672
工具、器具及び備品	70,093	その他	16,919
リース資産	145,880	**固定負債**	**835,483**
土地	62,413	長期借入金	639,805
建設仮勘定	59,312	リース債務	137,188
無形固定資産	**362,917**	資産除去債務	43,969
のれん	54,183	その他	14,520
ソフトウエア	264,266	**負債合計**	**2,798,213**
リース資産	4,777	**純資産の部**	
ソフトウエア仮勘定	39,328	**株主資本**	**1,643,234**
その他	361	**資本金**	**195,382**
投資その他の資産	**1,131,761**	**資本剰余金**	**345,392**
投資有価証券	999	資本準備金	335,387
関係会社株式	500,000	その他資本剰余金	10,005
長期貸付金	260,000	**利益剰余金**	**1,402,436**
長期前払費用	59,759	その他利益剰余金	1,402,436
敷金及び保証金	252,622	別途積立金	9,081
繰延税金資産	58,379	繰越利益剰余金	1,393,354
		自己株式	**△299,978**
		純資産合計	**1,643,234**
資産合計	**4,441,447**	**負債純資産合計**	**4,441,447**

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年４月１日から
2024年３月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**8,284,953**
売上原価		**6,404,904**
売上総利益		**1,880,049**
販売費及び一般管理費		**1,172,714**
営業利益		**707,335**
営業外収益		
受取利息	1,977	
補助金収入	13,200	
その他	1,750	16,928
営業外費用		
支払利息	5,354	
その他	101	5,456
経常利益		**718,807**
特別損失		
減損損失	63,977	63,977
税引前当期純利益		**654,829**
法人税、住民税及び事業税	229,817	
法人税等調整額	△16,124	213,693
当期純利益		**441,136**

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	185,912	325,917	10,005	335,922	9,081	952,218	961,300	−	1,483,134	1,483,134
当期変動額										
新株の発行(新株予約権の行使)	9,470	9,470		9,470					18,941	18,941
当期純利益						441,136	441,136		441,136	441,136
自己株式の取得								△299,978	△299,978	△299,978
当期変動額合計	9,470	9,470	−	9,470	−	441,136	441,136	△299,978	160,099	160,099
当期末残高	195,382	335,387	10,005	345,392	9,081	1,393,354	1,402,436	△299,978	1,643,234	1,643,234

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～26年
構築物	10年～30年
工具、器具及び備品	２年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。のれんの償却については、その投資効果の発現する期間を個別に見積り、10年以内の合理的な期間で均等償却を行っております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

減価償却方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、主なリース期間は5～6年です。

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(5)　収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①　在宅訪問薬局事業

在宅訪問薬局事業においては、患者様への医薬品等の調剤・販売を履行義務として識別しております。医薬品等の販売については、患者様への引渡時点で履行義務が充足されるため、医薬品等を患者様へ引渡した時点で収益を認識しております。

②　きらりプライム事業

（一時点で移転される財又はサービス）

きらりプライム加盟店に対する営業支援等を履行義務として識別しております。きらりプライム加盟先への営業支援等を行った時点で履行義務が充足されるため、営業支援等を行った時点で収益を認識しております。

（一定の期間にわたり移転されるサービス）

基本料金、医薬品仕入交渉代行及び報告書システム貸与サービス、在宅訪問薬局参入のためのコンサルティングサービスを含めたパッケージプランサービス等を履行義務として識別しております。これらは契約に基づく期間に応じて履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

③　プライマリケアホーム事業

（一時点で移転される財又はサービス）

当社が運営する介護施設の利用者様に対する、特別訪問看護指示書等に基づく訪問看護サービスや、介護支援専門員による居宅サービス計画の作成及び介護用品等の提供を履行義務として識別しております。介護施設の利用者様に対する特別訪問看護指示書等に基づく訪問看護サービスや、介護支援専門員による居宅サービス計画の作成及び介護用品等を提供した時点で履行義務が充足されるため、これらのサービスを提供した時点で収益を認識しております。

（一定の期間にわたり移転されるサービス）

介護施設の利用者様に対する居室その他サービス及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供を履行義務として識別しております。これらは契約に基づく期間に応じて履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

(6)　消費税等の会計処理

控除対象外消費税等については、当事業年度の負担すべき期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等につきましては、投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し、５年間で均等償却を行っております。

2．会計上の見積りに関する注記

固定資産（在宅訪問薬局事業）の減損損失

(1)　当事業年度の計算書類に計上した金額

在宅訪問薬局事業に係る有形固定資産	332,495	千円
在宅訪問薬局事業に係る無形固定資産	210,286	千円
在宅訪問薬局事業に係る減損損失	63,977	千円

(2)　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「2．会計上の見積りに関する注記　固定資産の減損損失」に記載のとおりであります。

3．貸借対照表に関する注記

(1)　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	330	千円
長期金銭債権	100,000	千円

(2)　有形固定資産の減価償却累計額　366,497　千円

4．損益計算書に関する注記

(1)　関係会社との取引高

営業取引による取引高		
営業費用	30,403	千円
営業取引以外	900	千円

(2)　減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
千葉県	店舗（薬局）用資産	建物、工具・器具及び備品、ソフトウエア	9,446
神奈川県	店舗（薬局）用資産	建物、工具・器具及び備品、ソフトウエア、のれん	36,133
福岡県	店舗（薬局）用資産	工具・器具及び備品、ソフトウエア、のれん	18,398
合計			63,977

当社は、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、事業用資産については店舗単位で、遊休資産、停止予定資産及び処分予定資産は個別物件単位で、資産のグルーピングを行っております。資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、店舗の既存の投資回収が困難になったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（63,977千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物5,575千円、工具、器具及び備品7,417千円、ソフトウエア6,286千円及びのれん44,697千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、回収可能価額を備忘価額まで減額しております。

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	－	147,100	－	147,100

（注）当事業年度の増加株式数147,100株については、2023年９月15日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき取得したものであります。

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
賞与引当金	35,167	千円
減損損失	19,579	千円
資産除去債務	13,410	千円
未払事業税	4,785	千円
商品評価損	4,556	千円
その他	1,875	千円
繰延税金資産小計	79,374	千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	13,410	千円
評価性引当額小計	13,410	千円
繰延税金資産合計	65,963	千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	7,388	千円
その他	195	千円
繰延税金負債合計	7,584	千円
繰延税金資産の純額	58,379	千円

7．関連当事者との取引に関する注記

(1)　子会社及び関連会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	PRIMARY ASSET ONE 株式会社	直接 100	当社の事業子会社 役員の兼任　2名	不動産の賃借	30,404	敷金及び保証金	100,000

（注）上記取引は、一般的取引と同様、市場価格に基づき交渉のうえ決定しております。

(2)　役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏　名	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
役員	山﨑　武夫	（被所有）直接　2.98	当社取締役	ストック・オプション行使による払込(注)	14,515	－	－

（注）第４回ストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

8．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表　1．重要な会計方針に係る事項に関する注記　(5)　収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産　231円48銭

(2) １株当たり当期純利益　62円06銭

（注）2023年４月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っており、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産及び１株当たり当期純利益を算定しております。

10．その他の注記

企業結合に関する注記

連結注記表の「企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

HYUGA PRIMARY CARE 株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 宮本芳樹

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 下平雅和

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ＨＹＵＧＡ ＰＲＩＭＡＲＹ ＣＡＲＥ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＨＹＵＧＡ ＰＲＩＭＡＲＹ ＣＡＲＥ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

HYUGA PRIMARY CARE 株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮本芳樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下平雅和

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、HYUGA PRIMARY CARE株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、当事業年度の監査方針、監査計画、監査の方法、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、代表取締役と定期的な意見交換を行った他、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び在宅訪問薬局事業部店舗、ケアプラン事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、必要に応じて事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、内部監査室と定期的に会議を実施し、内部監査の実施状況、内部統制に関する評価の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和３年11月６日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から日本公認会計士協会の品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会の検査結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

HYUGA PRIMARY CARE株式会社　監査役会

常勤監査役　松　井　節　夫　㊞

社外監査役　武　井　孝　太　㊞

社外監査役　熊　本　宣　晴　㊞

（注）監査役武井孝太及び熊本宣晴の両氏は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　**ANAクラウンプラザホテル福岡 2階**
「クラウングランドボールルーム」

福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目３番３号　Tel 092-471-7111

開催日時　**2024年６月27日（木曜日）　午前10時**

交　通　JR・地下鉄空港線「博多駅」下車　**博多口**より徒歩約５分

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。